

## 農地パトロール(利用状況調査)の実施について

農業委員会は、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っています。

このため農地パトロールを実施して遊休農地や違反転用農地などの実態を把握し、これらの発生防止・解消について取り組みます。

なおこの調査は、農地法に定められたもので、今年は10月上旬から11月下旬の期間で実施します。調査のために、調査員が農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ○遊休農地の定義

- ・耕作されていない、かつ、引き続き耕作される見込みがない農地
- ・農業上の利用の程度がその周辺地域に比べて著しく劣っていると認められる農地

### ○調査の内容

- ・目視による遊休農地の確認・農地違反転用の確認
- ・農地法の許可・届出などの履行状況
- ・農業経営基盤強化法による利用権設定農地の利用状況
- ・相続税、贈与税納税猶予特例適用農地の利用状況
- ・仮登記農地の利用状況

**問** 農業委員会事務局 ☎55-8081(直通) FAX52-2250  
✉nougyou@city.hitachiomiya.lg.jp

## 下水道使用者等変更の届出をお願いします

下水道に加入している世帯で、「井戸水」または「井戸水と水道水を併用」している方及び、市で設置した戸別浄化槽(毎月の使用料がかかっているもの)をご使用の方は、出生・死亡・転出・転入等に伴う人数の変更により、下水道の使用料金が変わりますので、「下水道使用者等変更届」を提出してください。届出用紙は、下水道課及び各総合支所にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

**問** 下水道課庶務G ☎53-7250 内線36

## 東京電力からのお願い

悪天候(雷や台風・強風)や倒木により電線が切れて地上に落ちる場合があります。切れている電線を見つけたら感電の危険性がありますので、「絶対に触れない・絶対に近づかない」でください。

また、切れている電線を発見しましたら、お手数でも下記までご連絡ください。

※電柱には、1本1本番号があります。ご連絡の際には、できるだけ電柱の番号もお知らせください。

**問** 東京電力株式会社茨城カスタマーセンター  
☎0120-995-332(フリーダイヤル)

## 歳末たすけあい援護金の申請について

明るいお正月を迎えられるようにと、今年度も歳末たすけあい募金運動が行われます。募金の中から歳末たすけあい援護金として、生活に支援を要する世帯に対して配分を行います。対象となる世帯の方は下記により申請してください。

### ○配分の対象となる世帯

10月1日現在、在宅して次の3つの条件いずれも満たしている世帯

- (1)常陸大宮市内に6か月以上居住する世帯
- (2)生活困窮の状態にある世帯
- (3)市民税が非課税で、次にあげるア～オの条件いずれかに該当する世帯

- ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ. 満65歳以上の寝たきり・認知症高齢者のいる世帯
- ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
- エ. 重度障害者のいる世帯  
(①身体障害者手帳1級または2級②療育手帳AまたはA③精神障害者保健福祉手帳1級)
- オ. 母子・父子家庭

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

### ○援護金額と配分の方法

援護金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金の額により決定します。12月中に民生委員より手渡しで配分します。振り込みを希望される方は通帳のコピーを添付してください。(振込手数料を差し引いて振り込みます)

### ○受付期間 10月1日(火)～11月8日(金)

### ○提出書類 歳末たすけあい援護金配分申請書

※申請書はお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所にあります。その他9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています。

### ○提出先

上記の提出書類をお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所へ直接提出してください。申請について、不明な点は下記までお問い合わせください。

**問** 【大宮地域】社協 本所 ☎53-1125

【山方地域】社協 山方支所 ☎57-6826

【美和地域】社協 美和支所 ☎58-3311

【緒川地域】社協 緒川支所 ☎56-2857

【御前山地域】社協 御前山支所 ☎55-2733